

# 門真市マンション管理適正化推進計画(案)

令和6年 月 日

## 1 マンションの管理の適正化に関する目標

本市区域内におけるマンションは、令和4年1月1日時点の登記簿情報等から約5,000戸あり、今後高経年マンションが急増することが予想されることを踏まえ、30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定しているマンション管理組合の割合が増加することに重点をおいて、マンションの管理適正化を進めることとします。

## 2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

本市区域内におけるマンションの管理状況を把握するため、管理組合等へのアンケート調査等を実施し、実態把握に努めます。

## 3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理計画の認定事務を実施し、必要に応じてマンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

## 4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（門真市マンション管理適正化指針）に関する事項

門真市マンション管理適正化指針については、国のマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針と同様の内容とします。

## 5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画認定制度等について、市窓口・広報紙やホームページ等を通じて普及・啓発に努めます。

## 6 計画期間

令和6年8月から令和13年3月までとします。なお、社会状況の変化や関連する法令、計画を踏まえ、必要に応じ見直します。

## 7 その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

管理計画の認定は5年ごとの更新制であり、更新をしなければ認定の効力は失われます。また、認定期間中の管理計画変更時には再度認定申請が必要です（有効期間は延長されません）。認定期間中に本市から報告徴収、改善命令等の監督を受ける場合があるため、マンションの管理者等は、認定を取得したマンションとしての適正管理に努めることが求められます。